

# 第9回 大阪府男女いきいき事業者表彰 募集要項

応募期間：令和8年7月1日（水）～8月31日（月）

大阪府では、性別に関わらず全ての人が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる元気な大阪を実現するため、女性活躍推進に積極的に取り組む事業者の皆さんを表彰する「男女いきいき」事業者表彰を実施しています。

このたび、「第9回大阪府男女いきいき事業者表彰」の対象となる、女性活躍推進について他の事業者の模範となる取組を行う事業者（企業、団体）を募集します。

## 1 表彰内容

- (1) **男女いきいき大賞** （1事業者）
- (2) **男女いきいき優秀賞** （4事業者以内）  
※半数以上は、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者とします。
- (3) **男女いきいき特別賞**  
※各評価項目のうち、他の事業者と比較して、  
特に顕著な取組や独自の取組を実施していると認められる事業者を表彰するもの
- (4) **男女いきいきキラリ大賞**  
※過去に「大賞」又は「優秀賞」を受賞した事業者のうち、  
受賞時より取組が進んでいると認められる事業者を表彰するもの

## 2 対象事業者

【男女いきいき大賞、優秀賞及び特別賞】以下の(1)および(2)に該当する事業者

- (1) 大阪府男女いきいきプラス事業者認証制度において認証されているもの、  
またはその見込みがあるもの  
※未認証の場合、本表彰への応募と同時に申請を行ってください。  
申請方法は以下ホームページをご覧ください。  
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/ikiiki2013/plus1.html>)
- (2) 以下の職場における男女共同参画に関する取組において、特に顕著な実績があり、  
その内容が他の事業者の模範となると認められるもの  
①採用、②配置・育成、③定着・働き方、④評価・登用、⑤職場風土、⑥男女の賃金の差異

【男女いきいきキラリ大賞】(1)及び(2)に加えて以下の(3)に該当する事業者

- (3) 過去に男女いきいき大賞、優秀賞を受賞した事業者のうち、  
表彰時に評価された取組内容を上回る、新たな取組を行うもの  
※ただし、過去取組との比較を評価する観点から、前回の受賞の3年後から応募可能とします。  
今回は、第1回～第6回の受賞事業者が対象です。

★来年度以降、キラリ大賞受賞者の再応募を可能とする表彰制度のリニューアルを予定しております。

### 3 評価項目・配点

大賞・優秀賞・特別賞における評価項目及び配点は以下のとおりです。

1 基本情報 (役員・従業員数等)	役員に占める女性の割合	5点
	管理職に占める女性の割合	5点
	女性労働者に占める管理職割合 女性労働者に占める非正規社員の割合	5点
2 基礎データ	(1)採用した労働者に占める女性労働者の割合 (2)男女の平均継続勤務年数の差異 (3)一月当たりの労働者の平均残業時間数	6点
3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の実施状況	(1)行動計画の計画期間	—
	(2)行動計画策定時の課題	5点
	(3)行動計画の目標	5点
	(4)行動計画に記載の取組内容	6点
4 職場における男女共同参画に関する先進性、独自性のある取組の実施状況	(1)採用	10点
	(2)配置・育成	10点
	(3)定着・働き方	10点
	(4)評価・登用	10点
	(5)職場風土（従業員の意識改革・環境整備等）	10点
	(6)男女の賃金の差異	10点
5 今後の予定等	現在の課題を踏まえたさらなる取組の予定	3点
合計		100点

※キラリ大賞においては、上記に加え、4について前回受賞時の取組との比較を評価します。

#### 【評価のポイント】

#### 3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の実施状況

- (2)行動計画策定時の課題：現状把握と課題分析を適切に行っているか
- (3)行動計画の目標：目標設定は妥当か
- (4)行動計画に記載の取組内容：取組は課題解決に資するか

#### 4 職場における男女共同参画に関する先進性、独自性のある取組の実施状況

- 先進性・独創性があり、他の模範となるものか
- 効果的な取組を実施しているか
- 取組が自社の課題を解決するためのものとなっているか

## 5 今後の予定等

○実施した取組について、課題分析ができているか

○10年後等、先を見据えた取組として、先進性・独創性があり他の模範となるものか

## 4 スケジュール（予定）

応募受付開始	令和8年7月1日（水）
応募受付締切	令和8年8月31日（月）
選考	令和8年9月～10月
選考結果通知	令和8年11月中旬～下旬
表彰式	令和8年12月頃（予定）

## 5 応募方法

応募用紙に必要事項を記載の上、添付書類とともに、令和8年**8月31日（月）**までに、メールにて提出してください。

提出の際は、タイトルを「男女いきいき事業者表彰応募書類送付」としてお送りください。書類受領後、3営業日以内に受領確認のメールをお送りいたします。

メールの容量が大きい場合等に受信できないことがありますので、受領確認のメールがない場合は、お問合せくださいますようお願いいたします。

※応募用紙は下記ホームページからダウンロードできます。

⇒「男女いきいき」事業者表彰制度の概要

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/ikiiki2013/award.html>

### ■提出書類

(1) 応募用紙（Word形式をメールで提出）

※「キラリ大賞」は他賞と様式が異なりますのでご注意ください。

(2) 添付書類（メールで提出）

・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写し

■提出先・問合せ先 ※平日9時30分から17時30分まで。土日祝休み

担当：大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ

E-mail：[danjo-fumin@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:danjo-fumin@sbox.pref.osaka.lg.jp)

電話：06(6210)9321

## 6 留意事項

- 従業員数 301 人以上の事業者において、役員および課長級以上の従業員全体に男女それぞれ 1 名以上が在籍していない場合、選考の対象外とすることがあります。
- 応募いただいた内容等について、必要に応じて、ヒアリング等による内容の確認や資料の追加送付等をお願いすることがあります。
- 提出書類等は返却しませんので、ご了承ください。
- ご提出いただいた書類等に含まれる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、大阪府個人情報保護条例及び大阪府情報公開条例を遵守します。
- ご応募いただいた事業者名や活動内容等を新聞、雑誌、インターネット等で公表する場合があります。
- 広報物（事例集等）作成における協力（取組を紹介する動画や資料の作成、写真・ロゴマーク等の提供、原稿の確認等）をお願いする場合があります。
- 取組事例の発表等、セミナーにおける協力（講師派遣、発表資料作成等）をお願いする場合があります。
- 表彰事業者に選ばれた場合は、必ずどなたかに表彰式にご出席いただきます。
- 表彰式で撮影された写真や動画、取組内容について、広報等で活用させていただくことがあります。
- 労働関連法令等に違反がある場合、法令上又は社会通念上男女いきいき表彰を受賞するにふさわしくないと判断される場合は応募できません。  
また、表彰応募後に同様のことがあった場合は選考の対象外とすることがあります。
- 大阪府暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者のいずれかに該当する場合は応募できません。（該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求めた場合は、速やかにご提出ください。）
- 表彰内定から表彰式の間、又は表彰後に労働関連法令等に違反があった場合、もしくは下記のような事実が認められた場合、表彰を取り消すことがあります。
  - ・ 応募内容に関わる虚偽・不正が発覚した場合
  - ・ 応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合
  - ・ その他、法令上又は社会通念上男女いきいき表彰を受賞するにふさわしくないと判断される場合
- 選考に関する問い合わせ、選考結果に対する異議申し立てについては、一切お受けできません。
- 選考結果通知では、受賞の有無と併せて、選考委員会委員からの評価をお伝えする予定です。